

<公の施設>

1 西ふれあい広場の廃止について

- 西ふれあい広場については、名古屋市において代替的な施設整備の見通しが立ち、地元との調整が整ったことから、平成23年1月1日から廃止する。

※「愛知県第五次行革大綱」
個別取組事項 21

◆西ふれあい広場の概要◆

所在地	名古屋市西区稲生町3丁目43
設置年月日	昭和55年11月16日
設置目的	県民に、地域における文化、レクリエーション等の自主的活動と相互交流に気軽に利用できる場を提供し、潤いある地域づくりに資するため
施設内容	集会施設（和室、会議室）、木かげ広場 等

2 半田勤労福祉会館の廃止について

- 半田勤労福祉会館は、その社会的役割の変化や県の果たすべき役割等を見直した結果、県の公の施設としては平成23年4月1日から廃止する。

本施設は、半田市が、市民の教養・文化の向上等を図るための施設として活用する計画であり、平成23年4月1日に施設を移管する予定である。

※「愛知県第五次行革大綱」
個別取組事項 26

◆半田勤労福祉会館の概要◆

所在地	半田市東洋町1丁目8番
設置年月日	昭和53年6月22日
設置目的	労働者の福祉の増進を図るため
施設内容	講堂、小ホール、会議室、研修室、宿泊室、軽運動室 等